

令和3年度の指定難病医療給付制度の状況について

1 指定難病継続申請の再開

指定難病医療給付制度に基づく医療受給者証（以下、受給者証）を所持する受給者は、有効期間満了後も引き続き医療給付を希望する場合、継続申請手続が必要となる。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症（以下、新型コロナ）拡大防止の観点から、受給者証の有効期間を1年間自動で延長する国の措置が講じられた。本県では、この特例的な取扱いを周知するため、受給者及び医療機関に対して自動延長に関する通知を発出した。

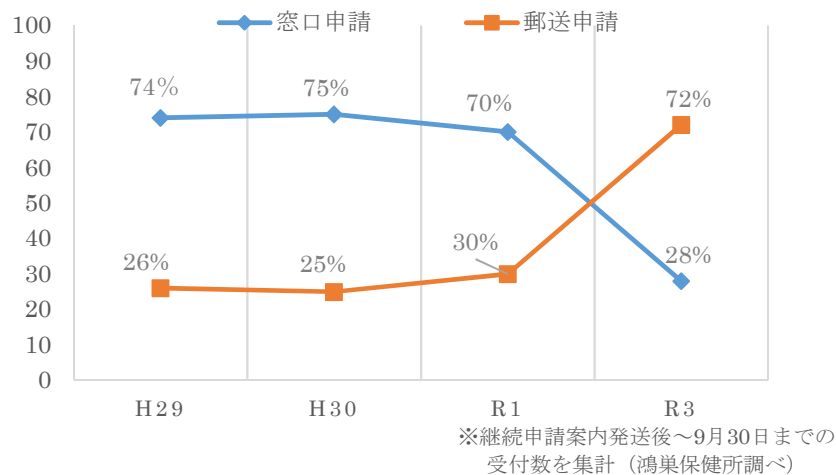
令和3年度は、新型コロナに関する知見が蓄積されたこともあり、感染症対策を実施した上で継続申請手続きが再開された。

2 埼玉県（さいたま市を除く）及び鴻巣保健所の対応

本県での指定難病継続申請は、例年6月下旬頃から受付が始まる。令和3年度は新型コロナとの両立が求められたため、継続申請については原則郵送による申請をお願いする旨の案内を作成し受給者あてに発送した。また、鴻巣保健所（以下、当所）では、一定数の窓口申請者がいることも想定し、基本的な感染症対策（終日換気、消毒、飛沫防止パネルの設置、十分な待合スペースの確保）を講じた上で窓口受付も実施した。

コロナ禍という例年と大きく異なる状況で、手続きに関する問い合わせは多数あった。しかし、多くの受給者から郵送申請の協力が得られたこと（図1）や、辛うじて新型コロナの第5波の時期と重ならなかったことで、大きなトラブルなく継続申請手続きを終える結果となった。

（図1）窓口/郵送申請の割合の推移



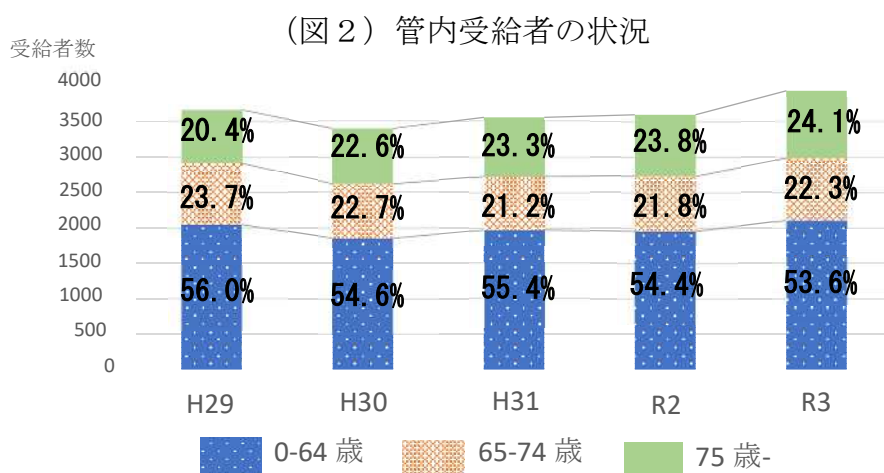
3 継続申請の課題と受給者の現状

上述のとおり、指定難病医療給付を継続して受給する場合は、制度上毎年一度は更新手続きをおこなう必要がある。例年、多くの受給者から問い合わせがあるが、際立って多いものが「提出書類が多くわかりにくい」「必要な書類がわからない」といった声である。

現在、継続申請時に提出を求めている書類は、申請書や臨床調査個人票をはじめ、住民票、保険証の写し、市町村県民税の課税（非課税）証明書、必要に応じて収入状況に係る書類など多岐にわたる。当所では毎年、継続申請案内のレイアウトや文言に工夫を加え、申請者がより理解しやすい案内となるよう試みているものの、制度の複雑さも相まって、わかりにくい手続きの根本的な解消には至っていないのが現状である。

また、この背景には、受給者の高齢化もあると推察される。本県では、今後急速に高齢化が進むと見込まれているが、指定難病受給者についても着実に高齢化が進行している。過去5年度の当所管内の受給者を調べたところ、図2のとおりとなった。制度の変遷により全体の受給者数が減少した年もあるが、特に75歳以上の後期高齢者の割合は増加傾向にあることがわかる。

認知機能が低下しがちな高齢の受給者にとっては、多くの情報を書類に盛り込むことが逆に「わかりにくさ」に繋がってしまう。必要な情報を確実に提供していただくと同時に、申請者の負担を軽減できる方法の検討が課題となっている。



4 令和4年度の更新申請手続きについて

現時点では、令和4年度も原則郵送受付による更新申請手続きを実施することとなっている。具体的な時期等が確定しだい、案内を順次発送する予定である。